第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（様式第１号）

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和８年○月○○日

山梨県知事　殿

（申請者）
□保育施設等・児童福祉施設
（該当する場合はチェック）

申請要領 P7 にある保育施設等、児童福祉施設に該当する申請者の場合、チェックボックスにレ点

郵便番号　４００－○○○○
住所　山梨県甲府市丸の内○－○－○
名称　社会福祉法人　山梨○○会
代表者の役職　理事長
代表者の氏名　山梨　太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。
なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正

補助対象経費のみを記入
（設備費、設計費、工事費のみとし、消費税及び地方消費税等の補助対象外経費を除く）

１　補助対象経費及び補助金申請額等

（１）補助対象経費　金　２，４００，０００　円（税抜）
（２）補助金申請額　金　１，６７５，０００　円
（３）事業実施期間
交付決定通知日又は行政書士との契約日、もしくは事前着手届記載の着手予定日から令和８年○月○○日まで

事業実施期間中に事業に着手（契約・発注）し、設備の納品や工事の施工、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了する必要があります。

最長で令和９年２月１０日を事業実施期間の末日とすることができます。

１．申請者連絡先（申請者と同じ法人に属する担当者で、平日９～１７時に連絡が取れること）

所属・役職：　総務部　部長　　氏名：山梨次郎
固定電話：　０５５-○○○－○○○○　　携帯電話：０９０－○○○○－○○○○
ＦＡＸ：　０５５-○○○－○○○○
E-mail：　yamanashi****@co.jp

※設備導入後における立入検査等の連絡先にも使用するため、設備導入関係業者の連絡先は記載しないこと。申請者の連絡先でないことが判明した場合は、不交付決定とします。

【申請代行者（行政書士）】
氏名：　甲州士郎　　事務所名：○○行政書士事務所
固定電話：　０５５-○○○－○○○○　　携帯電話：０９０－○○○○－○○○○
ＦＡＸ：　０５５-○○○－○○○○
E-mail：　kousyu****@co.jp

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

補助事業計画書

１　事業者の概要

事業者名 ※1	社会福祉法人　山梨〇〇会			
住所 ※1	山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇			
設立（開業）年月日	平成１０年４月１日			
第１次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		
第２次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		
第３次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		
第３次追加申請の交付決定日及び番号※２	令和５年７月２７日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第 1234 号	省エネ ・ 再エネ
事業所	〇△ホーム	設備の種類	高効率空調	
第４次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		
第５次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		
第６次申請の交付決定日及び番号※２	令和　年　月　日付け	健長 障　・医 衛薬 子政・子福	第　　号	省エネ ・ 再エネ
事業所		設備の種類		

※１　事業者名、住所、補助金額等は公表項目となります。
※２　過去に申請し、交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。変更交付決定を受けている場合は、当初の交付決定日及び番号を記入してください。また、その際の申請が省エネ・再エネのどちらであったか〇を付け、設備設置事業所及び設備の種類を記入してください。
※　過去の申請受付期間　第１次：令和４年１１月１４日～令和４年１２月９日
第２次：令和５年１月３０日～令和５年３月３日
第３次：令和５年７月２４日～令和５年９月１日
第３次追加：令和５年９月８日～令和５年９月３０日
第４次：令和６年３月２１日～令和６年５月１０日
第５次：令和７年４月２１日～令和７年６月１３日
第６次：令和７年１２月５日～令和８年２月２０日

２　事業活動及び事業所について

事業活動及び事業所について
当法人は、平成 10 年 4 月に設立し、平成 15 年 4 月に〇△ホームを開所した。当該事業所は甲府市住民を中心に短期入所サービスを提供する定員 20 名、職員 15 名の事業所である。

３　資金調達内訳（全補助対象事業所分の総額）　（単位：円）

事業費の総額（税込） ＝①＋②＋③＋④	補助金 ①	自己資金 ②	借入金 ③	その他 ④
3,500,000 円	1,675,000	925,000	1,000,000	
借入金の調達先（金融機関名）：〇〇銀行				

※　事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。（見積もり金額の総額）

４　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳（申請事業所ごとに作成・記入）

補助対象事業所の名称		〇△ホーム	開設年月	平成 15 年 4 月
補助対象事業所の所在地		甲府市丸の内〇―〇―〇		
省エネ設備導入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費（円、税抜）
	1	LED 照明器具	〇〇〇・ABC-123　他	10	500,000
	2	電気式パッケージエアコン	〇〇〇・DEF-456	2	1,600,000
	3				
	4				
	5				
	補助対象経費の合計（税抜）				2,100,000 円
	補助金の額（千円未満切り捨て）補助対象経費の 2/3 または 3/4 以内、上限 3,000,000 円、下限 150,000 円　※				1,575,000 円
再エネ設備導入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費（円、税抜）
	1	自家消費型太陽光発電設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
	補助対象経費の合計（税抜）				円
	補助金の額（千円未満切り捨て）補助対象経費の 2/3 または 3/4 以内、上限 6,000,000 円、下限 1,000,000 円　※（ただし、太陽熱利用設備の場合、下限 250,000 円）				円
申請等の代行	申請手続き等を依頼する行政書士の氏名				補助対象経費（円、税抜）
	甲州士郎　（事務所名：　〇〇行政書士事務所　）				300,000 円
	補助金の額（補助対象経費の 10/10 以内、千円未満切捨、上限 100,000 円）※				100,000 円

各設備の補助対象経費が見積書等で容易に判別できるよう明示し、見積書の補助対象経費と一致すること

※　補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

※　補助率は、省エネ設備導入と再エネ設備導入が２／３または３／４
申請等の代行が１０／１０です。

※　設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

５　事業効果

【省エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（A）	4,565,000 円	「４　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	3,000,000 円	「４　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
既存設備の年間エネルギーコスト実績額（B）	水銀灯 300,000 円/年	直近１年間のエネルギーコストの実績額（税抜）
	ｴｱｺﾝ 200,000 円/年	
導入設備の年間エネルギーコスト見込額（C）	LED 100,000 円/年	導入後１年間のエネルギーコストの見込額（税抜）
	ｴｱｺﾝ 150,000 円/年	
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（D）	LED 200,000 円/年	（B）－（C）
	ｴｱｺﾝ 50,000 円/年	
耐用年数（E）	LED 15 年	法定耐用年数（処分制限期間）
	ｴｱｺﾝ 6 年	
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（F）	LED 3,000,000 円	（D）×（E）
	ｴｱｺﾝ 300,000 円	

見込額（D）は、実績額（B）と同一条件で稼働した場合の見込みを記入してください。

【再エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（G）	9,500,000 円	「４　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	6,000,000 円	「４　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（H）	1,000,000 円/年	年間エネルギーコストの削減見込額（税抜）
耐用年数（Ｉ）	17 年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（Ｊ）	17,000,000 円	（H）×（Ｉ）

※１　設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談の上、ご記入ください。

※２　設備の稼働時間や電気料金単価等の実績から算出し、決算書や確定申告書に記載された電気代等の金額との整合が図られているか確認してください。申請書提出後の修正は受け付けませんので、十分に確認した上で提出してください。

※３　審査時に金額等の算出根拠資料の提出を求めることがあります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態（設備の稼働状況等）と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。

※４　（B）、（C）、（D）、（E）、（F）について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月

申請者・内容により提出書類は異なります。必ず確認してください。

（添付様式第１－２号）

提出書類チェックリスト（交付申請書）

・省エネ設備は１～16、再エネ設備は１～10 及び 19～30 の書類をチェック☑してください。
・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号（１～30）を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項（※）	確認
Ⅰ共通	1	全て	補助金交付申請書（様式第１号）	☑
	2	全て	補助事業計画書（添付様式第１－１号）	☑
	3	全て	提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第１－２号）※確認及び署名	☑
	4	全て	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証書の写し ※認証の申請中である場合は、認証申請手続き後に送られてくるメールの写し ※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可	☑
	5	全て	誓約書（添付様式第２号）	☑
	6	全て	不正事項に関する確認書（添付様式第２－１号）	☑
	10	全て	県税に未納がない旨の証明書（原本） ※令和８年４月３０日以降に発行されたもの	☑
Ⅱ省エネ	12	全て	更新設備（省エネ設備）の比較整理表（添付様式第３号）	☑
	13	全て	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ① 導入機器が SII に登録されている場合は、登録型番等が記載された Web ページ ② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、ＬＥＤ照明器具へ更新する場合は添付不要） ※該当する箇所にマーカー等により明示すること。	☑
	14	全て	既存設備に関する次のA、Bの書類 A　既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。 B　カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備１台につき１枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可。３４、３５ページ写真例のとおり。） ③設備の全体（各設備１台につき１枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に１枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備１台につき１枚、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に１枚） ※参考例は３４、３５ページのとおり。 ※令和８年３月５日以降に撮影したもの（現況確認のため） ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載等、適宜注釈を付けること。 ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出	☑

第１～６次募集で交付決定を受けて導入した設備の更新は、第７次募集の補助対象外です。

			する必要があります。	
	15	全て	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載） ※見積総額５０万円以下（税込）の場合、１者のみの見積書（写し）で可。 ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。	☑
	16	全て	導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※導入予定の設備の確認箇所にマーカー等をすること。	☑
Ⅲ再エネ	19	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第１－４号）	□
	20	対象者のみ	太陽光発電設備の場合 太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第１－５号）	□
	21	対象者のみ	太陽熱利用設備の場合 エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意） ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。	□
	22	全て	導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの） ※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。	□
	23	新設の場合	新設の場合地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）	□
	24	更新の場合	更新の場合 既存設備に関する次のA、Bの書類 A　既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。 B　カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備１台につき１枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可） ③設備の全体（各設備１台につき１枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備１台につき１枚） ※令和８年３月５日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。 ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	□
	25	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 設置設備に関する次のA及びBの書類 A　機器配置図またはシステム系統図 B　単線結線図	□

			※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。 ※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。	
	26	全て	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書） ※工事費の内訳が分かるものを添付すること。 ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。	□
Ⅳ申請代行	29	対象者のみ	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し	☑
	30	対象者のみ	行政書士からの見積書の写し（県内に事業所等を有する行政書士に限る） ※見積書は１者のみで可	☑

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和８年〇月〇〇日　　署名（自筆※）＿山梨　太郎

※自筆は、会社の代表者名または交付申請書の作成において最も責任を持った担当者の名称を記入してください。
※会社の代表者名ではない署名の場合は、様式第１号の「１　申請者連絡先」に記入する担当者と一致してください。

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第１－３号）

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書

私は、以下の内容について誓約いたします。

記

私は現在、従業員を雇用しておりません。

今後、事業の拡大等により従業員を新たに雇用する場合には、速やかに「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証取得に向けた手続きを開始し、認証を取得することを誓約いたします。

令和８年○月○日　　山梨県知事 殿

住　　所　山梨県甲府市丸の内○－○－○

（ふりがな）やまなしたろう

代表者氏名　　山梨太郎　　㊞

代 表 者

性　　別　（ 男 ・ 女 ）　　生年月日　（昭和・平成）５０年５月５日

豊かさ共創スリーアップ推進実践企業認証制度

山梨県では、働く人のスキルアップを通じて企業の生産性・収益の向上を図り、賃金向上につながる「スリーアップ」の好循環を実現するため、その取り組みを実践している企業を認証する新たな制度「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」を創設しました。

本制度では、従業員の成長、生産性向上と働きやすさ、賃金アップに取り組む企業を「スリーアップ実践企業」として認証し、企業イメージの向上や人材確保を支援します。

１．経営方針等の共有
　経営者と従業員が企業の経営方針等将来像を共有する場の設定
２．意見等の尊重
　従業員の意見や要望をくみ取る機会の設定
３．スキルアップへの取り組み
　従業員のスキルアップへの取組状況（CUU の受講など）
４．収益アップへの取り組み
　従業員のスキルアップを収益アップへつなげる環境づくりの状況
５．賃金アップへの取り組み
　従業員の適切な評価を行い、賃金アップをした状況

認証区分
アドバンス認証・・・上記１.～３.の取り組みを実践していること
プレミアム認証・・・上記１.～５.の取り組みを実践していること

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第１―４号）

☑太陽光発電　□蓄電池	店舗併用住宅
☑新設　□更新	□はい　☑いいえ
※該当する□に☑（チェック）	※該当する□に☑（チェック）

太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

１　導入設備の能力について　　事業所の名称＿＿〇〇事業所

太陽光発電設備	４０ｋｗ

蓄電池容量	１０ｋｗｈ

現在の電力使用量を記入

導入する太陽光発電の発電見込量を記入

２　導入設備の年間電力消費量（計画）について　　（単位：kWh）

	導入前電力消費量（A）	導入パネル発電量（B）	導入後電力消費量（A）－（B）
R７.４月	１２，０００	５，０００	７，０００
５月	１２，０００	５，０００	７，０００
６月	１２，０００	６，０００	６，０００
７月	１５，０００	６，５００	８，５００
８月	１５，０００	６，５００	８，５００
９月	１５，０００	６，０００	９，０００
１０月	１２，０００	５，５００	６，５００
１１月	１２，０００	５，０００	７，０００
１２月	１２，０００	４，５００	７，５００
R８.１月	１５，０００	４，５００	１０，５００
２月	１５，０００	５，０００	１０，０００
３月	１５，０００	５，０００	１０，０００
合計	１６２，０００	６４，５００	９７，５００

※１　導入前電力消費量（A）は、補助対象事業所以外（自宅等）の使用電力は含めず、令和７年４月から令和８年３月までの実績により記入すること。また、令和８年１月から３月までの３ヶ月分の請求書等（写し）を添付すること。

※２　添付する設備の根拠資料（カタログ等）については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分にマーカー等で明示すること。

※３　発電量のシミュレーションを添付すること。

※４　別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

３　蓄電池導入の考え方（エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法）

※蓄電池を導入することにより生じるエネルギーコスト削減効果、太陽光発電量及び消費電力量と導入する蓄電池の容量の関係性や削減効果額など、シミュレーションにより示してください。
※防災や災害時の仕様を目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明瞭の場合は、補助の対象外となります。

４　蓄電池導入の費用対効果

蓄電池導入費用（総額）A		3,000,000	円
蓄電池導入による直接的な経費削減額（年間）　B	年間	360,000	円
蓄電池導入による投資回収期間 C 総額÷年間の経費削減額（A/B）		8.33	年
（C を踏まえた費用対効果に対する考え方） 今回併せて導入した空調設備は、施設開設時（H15.4）から使用していたものであることを考え、同様の年数（20 年程度）は継続使用することを鑑みると十分な削減効果を期待できる。			

※ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

十分な費用対効果が見込まれない場合は、交付決定ができない場合があります。

蓄電池の補助対象設備の要件については、申請要領の P16 を十分に確認してください。
【申請要領抜粋】
防災や災害時の使用を主たる目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明な場合は、補助対象外となります。ご注意ください。

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第１－５号）

太陽光発電設備の設置に係る確認書

省エネ・再エネ補助金を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、次のとおり提出します。

１【全て】設備場所

該当に〇	設置場所
	屋根・屋上　※既存の建築物であって、建築基準法等に適合するもの
〇	野立て
	その他　（　　）

２【野立ての場合】山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

（1）設置規制区域の確認

該当に〇	規制区域の区分
	設置規制区域内　→　補助対象外ですので、申請できません。
〇	設置規制区域外

（2）「設置規制区域外施設の設置届出書」の提出について

該当に〇	規制区域の区分
〇	提出済　（提出日：令和8年〇月〇〇日）
	これから提出する　（提出予定日：令和　　年　　月頃）

３【野立ての場合】山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

該当に〇	景観配慮手続きの要否
〇	要　（実施予定日：令和8年〇月頃）
	不要　（理由：　　）

【問い合わせ先】

・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

山梨県　森林環境部　地域エネルギー推進室　０５５－２２３－１５０３

・山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

山梨県　富士山観光振興グループ　０５５―２２３－１３１６

※注意事項※

申請要領等に基づき、交付決定があった場合でも、実績報告書審査や実地検査時に、関係法令に基づく手続きがされていないことが判明した場合には、補助金の不交付や返還命令等の対象となります。

確　認　日　：　令和　８　年　〇　月　〇　日

申請者署名・押印　：　代表取締役社長　山梨太郎　㊞

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第２号）

誓　　約　　書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　山梨県の県税の未納がないこと。
２　山梨県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること。
３　宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
４　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
（１）　暴力団　（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
（４）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
（５）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（６）　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
５　４の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
６　風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
７　営業に関して必要な許認可等を取得していること。
８　過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
９　過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
10　過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
11　次の申立てがなされていないこと。
ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の申立て
イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
12　債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
13　申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること。
14　本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うこと。
15　同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還すること。

令和８年○月○日　　山梨県知事 殿

住　　所　山梨県甲府市丸の内○－○－○
（ふりがな）かぶしきがいしゃ　やまなしこーぽれーしょん
法 人 名　株式会社　山梨コーポレーション
（ふりがな）だいひょうとりしまりやくしゃちょう　やまなしたろう
代表者氏名　代表取締役社長　山梨太郎　　㊞
代 表 者
性　　別　（ 男 ・ 女 ）　　生年月日　（昭和・平成）５０年５月５日

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第２－１号）

不正事項に関する確認書

補助金申請要領等を確認し、次の内容について確認をしました。

１　補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担しておらず、今後も加担しません。

２　実質的還元等（※）に該当する事実が判明した場合は、いかなる理由であっても不交付決定となること、交付決定済みの場合は交付決定が取消となること、補助金交付済みの場合は補助金を返還することに同意します。

（※）申請者が、施工・見積業者やその関係会社から資金の還流を受けるなどして、設備導入総額に占める自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為。また、虚偽の書類を用いた補助金申請や、見積書や請求書を実経費より高額に作成し、補助金を過大に受領する行為。

３　実質的還元等が判明した場合は、申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表します。また、設備導入事業者が実質的還元等に関与していた場合は、設備導入事業者の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表されることを確認しました。

確　認　日　令和　８年　〇月〇〇日
申　請　者
代表者の役職・氏名（自筆署名）　代表取締役社長　　山梨　太郎　　印

※現地調査時にご本人の署名・印であるか照合・確認します

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（添付様式第３号）

更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。
なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

〇既存設備、導入設備の比較　　事業所の名称　〇△ホーム

No.	既存設備		更新（導入）設備		補助の条件
	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	
1	① 蛍光灯 ② ③	7	①LED 照明器具 ②〇〇〇 ③ABC-123	7	SII 登録
2	① 水銀灯 ② ③	3	①LED 照明器具 ②〇〇〇 ③EFG-456	3	SII 登録
3	① パッケージエアコン ② ××× ③ 室内機 ABC-DEFG 室外機 BCD-EFGH	室内機２ 室外機１	① パッケージエアコン ② 〇〇〇 ③ 室内機 HIJ-KLMN 室外機 OPQ-RSTU	室内機２ 室外機１	20〇〇年省エネ基準達成
4	① ② ③		① ② ③		
5	① ② ③		① ② ③		

蛍光灯、水銀灯の場合は、②メーカー名 ③機器・型式等の記入は不要。

補助対象設備の条件を満たしていることを明記してください。LED の場合は LED と記載してください。

※１　カタログや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入してください。また、使用した根拠資料の写しを別添としてください（マーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。

※２　空調機の室外機/室内機など、１設備で２以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。

※３　事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

第７次募集　福祉施設・医療機関等用
（受付期間：令和８年５月１１日～令和８年６月３０日）

（様式第６号）

令和８年〇月〇日

山梨県知事　殿

（申請者）
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称　株式会社　山梨コーポレーション
代表者の役職・氏名
代表取締役社長　山梨太郎 ㊞

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第７条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

１　事前着手する事業内容
空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

２　事前着手の理由
導入予定の空調設備のメーカー在庫が少なく、早期に省エネ設備へ更新するためには、交付決定前に設備調達の契約を締結する必要があるため。

など

令和８年３月５日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

３　着手及び完了予定年月日

着手予定日　令和８年　３月　５日

完了予定日　令和９年　２月１０日

令和９年２月１０日より後の完了となる場合は、補助対象になりません。

※１　着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日よりも前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。
※２　完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。
※３　完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。